

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県藤沢市長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務
②事務の概要	【評価対象事務の概要】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】 (3) 低所得世帯支援給付金の支給事務 (4) 定額減税補足給付金の支給事務 【事務の内容】 支給要件の確認に必要な、税情報や公金受取口座等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

藤沢市低所得世帯支援給付金支給対象者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 —

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉部 参事

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 福祉部 福祉総務課
0466-50-8391

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	評価書名	藤沢市低所得世帯支援給付金支給事業に関する事務 基礎項目評価書	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務 基礎項目評価書	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	藤沢市低所得世帯支援給付金事業に関する事務	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金事業に関する事務	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【評価対象事務の概要】 藤沢市低所得世帯支援給付金支給事務を行うにあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下、「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 【事務の内容】 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	【評価対象事務の概要】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】 (3) 低所得世帯支援給付金の支給事務 (4) 定額減税補足給付金の支給事務 【事務の内容】 支給要件の確認に必要な、税情報や公金受取口座等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	0466-50-8245	0466-50-8391	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年6月20日時点	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する告示第7号	番号法第9条第1項、別表第135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する告示第5号 【情報提供の根拠】 -	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 -	事後	
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月2日時点	令和7年6月20日時点	事前	
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月2日時点	令和7年6月20日時点	事前	